

2019年4月12日

投資主の皆さまへ

イオンリート投資法人

## 第12期分配金における外国税額の控除の適用に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人は、2019年3月14日開催の役員会において、第12期(2019年1月期)の分配金として、1口当たり3,066円をお支払いすることを決議し、2019年4月12日より分配金のお支払いを開始しております。

本投資法人は、マレーシアに所在する海外不動産への投資を行っており、投資先であるマレーシアにおいて法人税等(以下「外国法人税」といいます。)を負担しております。一般に、投資法人が日本国外の不動産等への投資を行った場合に負担する外国法人税については、租税特別措置法の規定に基づき、投資法人が投資主へ支払う配当等の額に係る源泉所得税の額から控除すること(以下「外国税額の控除」といいます。)が認められております。

以下、第12期(2019年1月期)における外国税額の控除についてお知らせいたします。

- I. 第12期(2019年1月期)の分配金については、現行法上、外国税額の控除の適用が認められる投資主については外国税額の控除を行った上でお支払いをしております。外国税額の控除の適用対象となる投資主が配当として認識すべき金額は、投資主の皆さまにお送りしている「分配金計算書」に記載の『分配金額』となります。
- II. ここで、現行法上、外国税額の控除の適用を受けられるのは、①個人投資主又は法人投資主の区別に関係なく、分配金の受領方法が「株式数比例配分方式」でないこと(投資法人が源泉徴収義務者となる分配金を受領する投資主であること)、および②免税法人又は非課税法人でないことの2点を満たす投資主となります。
- III. 外国税額の控除の適用対象となる投資主が配当として認識すべき金額は、投資法人が支払う配当等の額に控除対象となる外国法人税の額を加算した金額となり、源泉所得税額は当該加算後の配当等の額に源泉所得税率を乗じた金額となります。そのため、外国税額の控除の適用対象となる投資主が配当として認識すべき金額は、「所有投資口数×1口当たり分配金」で計算される金額よりも多くなる場合があります。

以上のご説明は、投資主の皆さまにおいて必要となる税務上の取扱いの全てをご説明しているものではありません。なお、第12期「分配金計算書」に関してご不明な点につきましては、下記の照会先にご確認くださいようお願い申し上げます。また、分配金の受領方法に関しては、お取引の証券会社等にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## <分配金計算書に関するご説明>

分配金計算書		投資主番号
ご所有投資口数	口	
分配金額	円	税額合計 円
		支払金額 円
内訳		所得税額 円
所得税率	%	住民税額 円
住民税率	%	

第12期（2018年8月1日～2019年1月31日）の当投資法人分配金は、標記のとおりとなりましたので、ご通知申し上げます。

支払開始日 2019年4月12日  
支払確定日 2019年3月14日

**イオンリート投資法人**  
投資主名簿等管理人 お問合せ先  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
郵便番号 168-8507  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)

**投資主が配当として認識すべき金額**

## <本投資法人の外国税額控除の適用による投資主の分配金への影響>

- ① 分配金の受領方法を株式数比例配分方式と指定されている方  
外国税額の控除の適用はありません。  
(例: NISA をご利用されている個人投資家など)
- ② 上記①以外の受領方法を指定されている方
  - (1) 分配金に係る所得税の支払いがない方  
外国税額の控除の適用はありません。  
(例: 年金基金、投資信託、非課税法人など)
  - (2) 分配金に係る所得税の支払いがある方  
外国税額の控除の適用があります。  
(例: 一般の個人投資家、内国法人、外国法人など)

## <分配金計算書に関するご照会先>

投資主名簿等管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話: 0120-288-324 (通話料無料)

受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝祭日を除く)

以上